

(趣旨)

第1条 この要綱は、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力を養うために必要となる英語力とその学習意欲の向上を図るため、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(以下「英検」という。)4級以上を受験する児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内でその検定料の一部を助成する岐南町英語検定料助成金交付事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 本町の住民基本台帳に記録されている者で、親権者、未成年後見人その他当該児童生徒を養育している者をいう。
- (2) 申請者 英検を受験した小学生・中学生(以下「受験者」という。)の保護者であって、この要綱による助成金の交付を受けようとする者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、前条第2号に定める申請者とする。

2 受験者は、助成金の交付を受けようとする級の受験日において、本町の住民基本台帳に記録されていなければならない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、検定料全額とする。

2 受験者1人につき同一年度において、各級1回の助成とする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、岐南町英語検定料助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に受験を証明するもの(検定料の支払を証する書類又は受験票の写し等)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の提出期限は、英検を受験した日の属する年度の3月31日までとする。

(交付の決定)

第6条 町長は、助成金の交付申請があったときは、速やかに提出された書類を審査の上、助成することが適当と認めたときは、申請者が指定した口座に助成金を振り込み、助成することが不適当と認めたときは、岐南町英語検定料助成金不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、助成対象者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、その者に対し、助成金の全部を返還させることができる。

2 前項に規定する助成金の返還は、岐南町英語検定料助成金返還命令通知書(様式第3号)により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(台帳の整備)

第8条 町長は、助成金の交付に関し、岐南町英語検定料助成金交付台帳(様式第4号)を作成し、これに必要事項を記録しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第22号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第44号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の岐南町英語検定料助成金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお、使用することができる。